

## Ⅳ 是正勧告

苦情に基づきオンブズマンが市の業務を調査した結果、平成 21 年 6 月 4 日、オンブズマンから札幌市長に是正勧告を行いました。

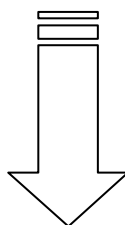
勧告を受け、市長は平成 22 年第 1 回定例会市議会に条例改正案を提出するなど、所要の措置を講じました。



生活保護受給者である市民から、住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明の交付手数料についての苦情申立てがあり、オンブズマンが調査したところ、札幌市証明等手数料条例とその運用が不整合な状態にあることが明らかになった。

つまり、条例では、「公の救助を受ける者又は市長が手数料納付の資力がないと認める者の請求による時」には、「(手数料) を徴収しない」としており、条例上、生活保護受給者からは手数料を徴収しないように読めるにもかかわらず、実際の運用では、生活保護受給者からの手数料について、「住民票 無料」「戸籍謄本 450 円」と、証明の種別ごとに異なる取扱いをしていた。

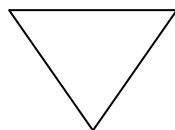
オンブズマンの判断



この運用実態は、条例に抵触するとの疑いを免れない。  
条例と運用の不整合な状態は、早急に解消すべきと考える。

## 是 正 勧 告 平成 21 年 6 月 4 日

生活保護受給者からの証明書等に係る手数料徴収に関して、札幌市証明等手数料条例とその運用の不整合な状態を解消するために、条例改正の要否も含めて検討し、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じること。



市の是正等措置報告（概要）

※平成 22 年 5 月現在

- 不徴収に関する規定について、よりわかりやすく明確な表現に改めるため、札幌市証明等手数料条例の一部を改正し、平成 22 年 3 月 1 日から施行しました。
- 今回改めて条例で規定する手数料を点検した結果、従来から生活保護受給者に対し不徴収としていた市税関係証明や住民票の写しなどに、住民票記載事項証明を加えました。
- ホームページへの掲載、証明窓口における掲示など、市民周知の強化を図っています。

オンブズマンの勧告の趣旨を踏まえ、市は以下の改善をしました。

○ 札幌市証明等手数料条例を改正しました。

改正前

第2条 手数料は、別表に掲げる額とし、その種別に従い、申請の際、これを徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを徴収しない。

(1) 公務員がその職務上必要とするための請求であるとき。

(2) 公の救助を受ける者又は市長が手数料納付の資力がないと認める者の請求によるとき。

(3) その他市長が手数料の免除を適当と認めるとき。



改正後

第2条 手数料は、別表に掲げる額とし、その種別に従い、これを徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを徴収しない。

(1) 公務員がその職務上必要とするための請求であるとき。

(2) 証明その他の行為の性質等を考慮して市長が別に定める手数料について、その納付の資力がないと市長が認める者の請求によるとき。

(3) その他市長が手数料を徴収しないことを適当と認めるとき。

○ 改正後の条例に基づき市長が生活保護受給者から徴収しないと定めた手数料は次のとおりです。(平成22年3月～)

- ・市税関係証明
  - ・市税関係台帳閲覧
  - ・住民票の写し
  - ・市営住宅家賃証明
  - ・広域交付住民票
  - ・住民票記載事項証明 (今回追加)
- 従来から  
不徴収

札幌市と基礎的な関わりを示すものや公的な手続きにおいて使用されることが多い住民票などの証明手数料については、市民が公の証明を利用することを経済的な理由によって妨げることがないよう配慮し、生活保護受給者に対して不徴収としています。

○ ホームページへの掲載、証明窓口における掲示など、市民周知の強化を図りました。